

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第21号

条件付一般競争入札（事後審査方式）を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき次のとおり告示する。なお、本告示に記載のない事項については坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事請負一般競争入札（事後審査型）要領（以下「要領」という。）の規定によるものとする。

令和4年6月23日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石川 清

1 工事概要等

(1) 工事名

雨水管渠築造工事（浅羽第1幹線）

(2) 工事場所

鶴ヶ島市大字下新田、大字中新田、新町一丁目地内

(3) 工事期間

契約締結日から令和5年3月30日まで

(4) 工事概要

工事延長 L = 163.4 m

内径 1,800 mm 管推進工 148.6 m

付帯工 一式

2 設計金額等

(1) 設計金額

334,790,500円 ※消費税及び地方消費税(10%)を含む。

(2) 予定価格

入札後に公表する。

(3) 最低制限価格

設定する。（入札後に公表する。）

(4) 支払条件

ア 前払金 有 ※請負代金額の40%以内とする。ただし、
1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

イ 中間前払金 有 ※請負代金額の20%以内とする。ただし、
1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

ウ 部分払 無

3 入札の方法

この入札は、本告示に定める入札参加資格要件を満たしていれば、条件付一般競争入札（事後審査方式）参加申請書（以下「参加申請書」という。）を提出することにより入札に参加することができ、開札後に、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格で入札した者（以下「落札候補者」という。）から順に条件付一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出を求め、資格審査の結果、適格者を落札者と決定する「事後審査型」方式で行う。

なお、新型コロナウイルス感染症の集団感染を抑止するため、郵便入札の形態で執行するものとする。

4 入札参加形態

単体企業又は二者による特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

5 入札参加資格要件

告示日現在において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、告示日から落札決定までの間に、本件の入札参加資格要件を新たに得ることとなる事項の変更届を提出した者又は、この入札参加資格要件に該当しないこととなる事項の事実が発生した者は、この入札対象工事の入札に参加することができない。

(1) 単体企業参加者・共同企業体参加者 共通事項

ア 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 本件入札公告の日から落札決定の日までの間に、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の締結する契約に係る指名停止措置要綱（平成8年坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第11号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止措置又は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成9年坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第11号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、坂戸、鶴ヶ島下水道組合に対してこれらの手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする再審査申請を行っている者を除く。

エ 社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）への加入状況が加入又は適用除外で未加入の保険がない者であること。

オ 本件入札に参加する全ての者は、本組合に対して契約権限を有する本店・支店等（代理人を置いている者にあつてはその者の所属する支店等をいう。以下同じ。）が土木一式工事について令和3・4年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

カ 土木一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定に基づく、告示日現在において有効な経営事項審査に基づく総合評定値の通知を受けており、当該総合評定値通知書が提出できる者であること。ただし、第8項第3号に該当する者は、それぞれ更生又は再生手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受け、当該総合評定値通知書をもって本組合の資格者名簿に登載されている者でなければならない。

(2) 単体企業として参加する場合

ア 本件入札において共同企業体の構成員となっていない者であること。

イ 資格者名簿に次の要件を全て満たす登載がある者であること。

(ア) 事業所の所在地 指定しない。

(イ) 許可区分 土木工事業において建設業法の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 格付条件 土木一式工事A級でかつ総合数値（資格審査数値）が1200点以上の者であること。

(エ) 施工実績

平成24年度以降に国（公団を含む）、又は地方公共団体との請負契約で、1回の契約金額が2億円以上の推進工法による工事を元請として完成させた実績を有すること。なお、共同企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（共同企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。

(3) 共同企業体として参加する場合

ア 共同企業体の運営形態は、共同施工方式とする。

イ 共同企業体の構成員は、本件入札に係る他の共同企業体の構成員となれない。

ウ 事業協同組合とその組合員は同一の共同企業体の構成員となれない。

エ 代表構成員を選定し、その出資比率はその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

オ 代表構成員以外の構成員の出資比率は30パーセント以上であること。

カ 代表構成員は、資格者名簿に次の要件を全て満たす記載がある者であること。

(ア) 事業所の所在地 指定しない。

(イ) 許可区分 土木工事業において建設業法の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 格付条件 土木一式工事A級でかつ総合数値（資格審査数値）が1200点以上の者であること。

(エ) 施工実績

平成24年度以降に国（公団を含む）、又は地方公共団体との請負契約で、1回の契約金額が2億円以上の推進工法による工事を元請として完成させた実績を有すること。なお、共同企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（共同企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。

キ 代表構成員以外の構成員は、資格者名簿に次の要件を全て満たす記載がある者であること。

(ア) 事業所の所在地

本組合に対して契約権限を有する本店・支店等が坂戸市、鶴ヶ島市、川越市、東松山市、日高市、入間郡毛呂山町、比企郡鳩山町又は川島町のいずれかの地域に所在する者であること。

(イ) 許可区分 土木工事業において建設業法の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 格付条件 土木一式工事A級でかつ総合数値（資格審査数値）が1000点以上の者であること。

(エ) 施工実績 実績は問わない。

(4) 配置予定技術者等

ア 配置予定技術者

単体企業又は共同企業体の代表構成員は、建設業法に規定する監理技術者（下請総額が4,000万円未満の場合は、監理技術者に代えて主任技術者）を、共同企業体の代表構成員以外の構成員は、同法に

規定する主任技術者を専任で配置すること。なお、全ての配置予定技術者は、入札参加者と参加申請日の3月以前から直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。また、営業所に専任の技術者はこの工事の技術者に配置できない。

イ 現場代理人

単体企業又は共同企業体の代表構成員は、常駐で配置すること。技術者との兼務を認める。

ウ 落札候補者となった者が提出する確認申請書に記載した配置予定技術者は、やむを得ない事情（死亡、疾病、退職等）がある場合を除き、原則として落札者として決定した後に変更することはできない。なお、配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認申請書に記載することができる。

- (5) 本件入札対象工事に係る次の設計業務等の受託者と資本・人事面において関連がある者でないこと。

商号又は名称 埼玉コンサルタント 株式会社

所在地 埼玉県さいたま市浦和区仲町2-19-11

6 設計図書等

入札に参加するために必要となる設計図面、仕様書及び特記仕様書（以下「設計図書等」という。）は、次により取得するものとする。なお、設計図書等が取得できない場合は、総務課まで問い合わせること。

(1) 掲載方法

組合ホームページ「入札・契約情報」のページに掲載する。

(2) 掲載期間

令和4年6月24日（金）午前9時から

令和4年7月1日（金）午後4時まで

(3) 設計図書等の形態

設計図書等の形態（ファイル形式）は、PDF、MS-WORD又はMS-EXCELとする。

7 入札参加の申請

入札に参加を希望する者は、参加申請書を次に掲げる期間にメールにより提出しなければならない。メール以外の申請については認めないものとする。また、メールによる受付完了の返信受領を持って、参加申請手続きの完了とみなすものとする。

(1) 申請期間

令和4年6月24日（金）午前9時から

令和4年7月 1日（金）午後4時まで

(2) 提出先

坂戸、鶴ヶ島下水道組合 総務課

メールアドレス nyuusatsu@stgesui.or.jp

(3) 参加申請書

参加申請書の様式は、設計図書等を含め組合ホームページに掲載する。

8 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等について質問のある者は、次により行うことができる。

(1) 質問の方法

ア 受付期間

令和4年6月24日（金）午前9時から

令和4年7月 1日（金）午後4時まで

イ 受付担当課

坂戸、鶴ヶ島下水道組合 建設課

ウ 受付方法

指定の様式により、前記の受付期間内に郵送にて提出する。

なお、暫定的にメールでも質問の受付を行う。この場合は、開札日までに原本を郵送にて提出すること。

(2) 回答の方法

ア 回答方法

質問に対する回答については、質問者名を伏して、次により掲示する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。

イ 掲示期間

令和4年7月 7日（木）から

令和4年7月15日（金）まで

ウ 掲示場所

坂戸、鶴ヶ島下水道組合入札情報掲示板（坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎1階）及び組合ホームページ「入札・契約情報」のページに掲載する。

9 入札執行の日時等

(1) 提出期間

令和4年7月14日（木）まで（郵送※必着）

(2) 提出先及び提出方法

別紙1「郵便入札について」のとおり

(3) 開札日時

令和4年7月15日（金）午前9時

(4) 開札場所

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号

坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 AB会議室

(5) 入札回数

1回限りとし、再度入札は行わない。

(6) 入札金額見積内訳書の提出

入札に際し、入札書の提出と同時に入札金額見積内訳書の提出を求める。なお、入札金額見積内訳書の提出がない場合、又は、入札金額見積内訳書の合計額と入札書記載の金額が一致しない場合は、当該入札を無効とする。

(7) 入札保証金

入札保証金については、免除とする。

(8) 落札候補者の決定方法

落札候補者は、組合が設定する予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者とし、開札日当日に該当者へ電話で連絡する。

なお、落札候補者となるべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、別紙2「くじによる落札者（落札候補者）の決定方法について」のとおり、くじを執行するものとする。

10 入札参加資格の事後審査

落札候補者となった者は、組合の指定する日までに確認申請書（次に掲げる添付書類を含む。）を持参により総務課へ提出し、審査を受けなければならない。当該書類を提出しない場合又は提出された書類に不備・不足がある場合は、その者がした入札を無効とし、その者以外の落札候補者で再度くじを執行し、落札候補者を決定する。

- (1) 条件付一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書の添付書類は次に掲げるものとする。

- ア 土木一式工事に係る建設業の許可の写し（共同企業体の場合は全ての構成員）
- イ 告示日現在において有効な経営事項審査に基づく総合評定通知書の写し（共同企業体の場合は全ての構成員）
- ウ 建設業許可申請書添付書類の専任技術者証明書の写し（共同企業体の場合は全ての構成員）
- エ 配置予定技術者として法令による保有免許等を記載した者については、保有免許等が確認できる合格証明書等の写し（共同企業体の場合は全ての構成員）
- オ 配置予定技術者について、落札候補者と参加申請日の3月以前から直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（共同企業体の場合は全ての構成員）
- カ 特定建設工事共同企業体協定書の写し（共同企業体の場合）
- キ 特定建設工事共同企業体委任状の原本（共同企業体の場合）
- ク 「5 入札参加資格要件」に係る施工実績について、一般財団法人日本建設情報総合センターが運営するコリンズ（以下「コリンズ」という。）の登録内容確認書（竣工時）の写し。なお、登録内容確認書がない場合又は竣工実績が確認できない場合は工事請負契約書の写し、工事完成検査結果通知書の写し等履行を証明できるもの及び当該工事の契約書に添付された仕様書、施工調書の写し等工事内容が確認できるもの。（単体企業及び共同企業体の代表構成員）

1 1 落札者の決定

前項の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、直ちに落札者に対し電話等の方法により通知し、契約締結に必要な説明を行うものとする。また、他の入札参加者への通知は、組合ホームページの入札結果の掲載をもって代えることとする。

1 2 契約保証金

落札者となった者は、契約の締結と同時に、坂戸、鶴ヶ島下水道組合契約規則（以下「契約規則」という。）及び坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）の規定により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

1 3 契約条項等

要領、契約規則及び約款については、総務課及び坂戸、鶴ヶ島下水道組合ホームページにおいて閲覧に供する。

1.4 その他

- (1) 入札に際しては、設計図書等、入札参加者心得書、約款及び現場等を熟知のうえ参加すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の集団感染を抑止するため、入札参加者又はその代理人の開札への立ち合いはできないものとする。
- (4) この入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）その他関係諸法令等に違反するなどの不正行為の事実があったことが明らかとなった場合は、契約締結後であっても当該入札を無効とし又は契約を解除し、違約金を求めることがある。
- (5) 落札者は契約締結後、10日以内（土・日曜・祝日を除く。）に一般財団法人日本建設情報総合センターが運営するコリンズに工事実績情報を登録しなければならない。
- (6) 受注者（元請業者）は、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）未加入業者を一次下請契約の相手方としてはならない。

別紙 1

郵便入札について

この入札は、新型コロナウイルス感染症の集団感染を抑止するため、郵便入札の形態で執行することとし、その手続きについては以下のとおりとする。

1 提出方法及び提出先

「一般書留」、「簡易書留」のいずれかの方法にて提出期間中に坂戸、鶴ヶ島下水道組合総務課あて郵送すること。郵送以外の方法により提出された入札書については無効とする。

2 入札に必要な書類

(1) 入札書

ア 組合ホームページから所定の入札書をダウンロードし作成すること。

イ 郵送での入札のため、必ず坂戸、鶴ヶ島下水道組合に対して契約権限を有する者の名前、印鑑（契約印）で作成すること。契約権限を有する者以外の入札書は、その入札を無効とする。

ウ 入札日については、入札書を作成した日を記入すること。

(2) 内訳書

組合ホームページから所定の入札書等をダウンロードし作成すること。

(3) 封筒

入札書及び内訳書は、1つの封筒に入れ、封筒は**長形3号封筒**を使用すること。また、郵送する封筒には、余白欄に「坂戸、鶴ヶ島下水道組合 管理者あて (件名) ○○工事 入札書在中」を朱書きすること。

※封筒は事業者名記載のもの（手書き可）を使用すること。

(表)	(裏)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">切手</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">〒350-0214</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">一般書留、簡易書留 のいずれか</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者あて (件名) ○○工事 入札書在中 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">入札No. ○</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 坂戸市千代田一丁目1番16号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 総務課 宛 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 封印 ※入札書に押印した 印鑑と同じもの </div>

※入札No. 1 : 雨水管渠築造工事 (浅羽第1幹線)

3 その他

- (1) 入札書を郵送後は、辞退することはできない。
- (2) 入札を辞退する場合は、7月14日(木)までに辞退届を坂戸、鶴ヶ島下水道組合総務課あて郵送により提出すること(必着)。間に合わない場合は、FAXにより仮提出すること。
(FAX番号: 049-289-8988)
辞退届における入札年月日は、開札日とする。なお、右上の日付については提出日とする。
- (3) 今回の郵送入札は、新型コロナウイルス感染症の集団感染を抑止するため、入札参加者又はその代理人の開札への立ち合いはできないものとする。

別紙2

くじによる落札者（落札候補者）の決定方法について

- (1) 入札書に3桁の任意のくじ番号を入力する。記載が無い場合は「000」とみなす。
- (2) 同一価格の入札者のくじ番号を合算し、同一価格の入札者数で除したのち、余りを求める。
- (3) 同一価格の入札者に対して、入札参加資格申請の際に組合が付した業者番号の昇順に0から順位を付与する。
- (4) (2) で求めた余りと (3) で付した順位が同じものを落札者候補者とする。

< 例：5社のくじとなった場合 >

業者名	くじ番号 (1)	入札参加資格申請番号	左記昇順位 (3)
A社	1 2 3	1 0 3 9	0
B社	4 5 6	1 1 4 6	1
C社	7 8 9	1 2 9 7	2
D社	1 4 7	1 3 0 9	3
E社	3 6 9	1 4 5 8	4 (落札) (4)
計 5社	1 8 8 4	余りの計算 $1884/5 = (376 \times 5) + 4$ よって 余りは4 (2)	

※上記により、事後審査を行った結果、E社が不適格となった場合

- ・ E社を除く4社の合計数字 (1 5 1 5) を4で除した余り
 $1515/4 = (378 \times 4) + 3$ よって余りは3 順位3番のD社が次位

以後、同様に繰り返し